

## (参考) 介護予防指針案のポイント

- 1 介護予防事業の基本的な考え方
- 2 介護予防指針の位置づけ
- 3 介護予防特定高齢者施策（ハイリスクアプローチ）
  - (1) 特定高齢者の把握
  - (2) 特定高齢者に対する介護予防事業
- 4 介護予防一般高齢者施策（ポピュレーションアプローチ）
- 5 事業評価
- 6 その他

(参考) 地域支援事業（介護予防事業部分）について ~生活機能の低下の早期把握~  
地域支援事業（介護予防事業部分）について ~施策の内容~

## 介護予防指針のポイント（1）

### 1 介護予防事業の基本的な考え方

- 介護予防に対する取組を、高齢者自らが自主的・継続的に行うために、本人の意欲の維持・向上を図る。
- 必要な知識の普及と理解、日常生活における取組の実践、定着を支援する。
- 地域の特性を生かした環境整備、活動支援等をとおして、高齢者が生き生きと活動する「地域づくり・まちづくり」を行う。

### 2 介護予防指針の位置づけ

- 市町村が行う地域支援事業における介護予防事業の効果的かつ効率的な推進に資するため、その目指すべき理念やその実現のための手法等の基本的な方向性を示す。
- 市町村は介護保険事業計画の中に、介護予防事業について盛り込むとともに老人保健福祉計画、医療計画、健康増進計画、地域福祉計画、市町村整備計画及びその他地域計画等との整合を図る。

## 介護予防指針のポイント（2）

### 3 介護予防特定高齢者施策（ハイリスクアプローチ）

#### （1）特定高齢者の把握 <特定高齢者把握事業>

- 市町村は、保健・医療・福祉及びその他の関係部門が連携し、要支援、要介護状態となる可能性の高いと考えられる高齢者の実態を把握※する。
  - ※ ①生活機能に関するチェックを健診とあわせて実施
  - ②訪問活動等 ③関係機関からの情報 ④本人、家族、地域住民等からの情報
  - ⑤要介護認定における非該当者 等
- 介護予防一般高齢者対策による普及啓発や生活習慣病予防に関する健診等との一体的な事業の推進が重要
- 地域包括支援センターは、相談対応等をとおして、介護予防特定高齢者施策の対象者としての特定高齢者※を確認する。
  - ※ おおむね高齢者人口の5%程度を想定

#### （2）特定高齢者に対する介護予防事業 <通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業>

- 地域包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント※を経て実施する。
  - ※ 対象者は、地域包括支援センターにおいて作成される「介護予防ケアプラン」に基づき、介護予防プログラムに参加する。
  - ※ 対象者の個々の状態に応じ、本人の自己実現に向けた具体的な目標を設定する。

## 介護予防指針のポイント（3）

- 対象者に対して、確実かつ集中的に介護予防に関する支援を行う。
  - ① 事業提供者は、事前アセスメントをとおして、対象者における介護予防に関する理解を支援し、目標※の自己実現への意欲の向上を促す。
    - ※ 対象者と事業提供者が目的を共有することが重要
  - ② 対象者は、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプランに基づき、自らの意志に基づいて介護予防プログラム※に参加する。
    - ※ 介護予防プログラム
      - ①運動器の機能向上 ②栄養改善 ③口腔機能の向上
      - ④閉じこもり予防・支援 ⑤認知症予防・支援 ⑥うつ予防・支援 その他を対象者の状態にあわせて組み合わせる。
    - ※ 通所、集団による事業実施（通所型）を基本とするが、閉じこもり高齢者のケース等、必要に応じて個別、訪問（訪問型）による実施もありうる。
  - ③ 事業提供者は、定期的なフォローアップを行い、対象者の日常生活における介護予防の取組の継続、定着を支援する。
  - ④ 事業提供者は、事後アセスメントをとおして事業の実施効果（当初の目標の達成度、対象者の満足度等）の評価を行い、対象者と共有するとともに、地域包括支援センターに報告する。

## 介護予防指針のポイント（4）

### 4 介護予防一般高齢者施策（ポピュレーションアプローチ）

＜介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業＞

- 地域全体で介護予防に関する知識とその重要性についての認識を共有し、高齢者自らの自主的な介護予防への取組を支援する環境整備を行う。
  - ※ ボランティアや自助グループの活動等、高齢者自らが行う活動の場を設け、日常生活における自主的な取組への参画、継続、定着を支援する。
  - ※ 介護予防に関する知識の取得や取組が容易に行える環境整備 等
- 介護予防特定高齢者施策の円滑な推進を図るための環境整備を行う。
  - ※ 家族や地域住民、関係機関等による虚弱高齢者の適宜適切な把握及び虚弱高齢者の介護予防プログラムへの積極的な参加を促進する環境整備 等

### 5 評価事業 <介護予防特定高齢者施策、介護予防一般高齢者施策>

- 対象者の状況等に関する評価及び事業全体として集団全体に対する観点から評価を定期的に行う。
- 事業成果の目標指標（アウトカム指標）
  - ・目標達成のための事業量指標（アウトプット指標）
  - ・事業の企画立案、実施過程に関する指標（プロセス指標）

等に加え、地域の特性等も踏まえた指標を設定することが望ましい。

## 介護予防指針のポイント（5）

### （1）介護予防特定高齢者施策評価事業

（例）

- ・ 新たな要支援・要介護者数の減少（アウトカム評価）
- ・ 介護予防プログラム参加者の満足度、QOLの改善（アウトカム評価）
- ・ 事業の実施回数、参加者数（アウトプット評価）
- ・ 地域における虚弱高齢者の確実な把握（アウトプット評価）
- ・ 虚弱高齢者に対する介護予防特定高齢者施策の確実な提供（プロセス評価）

等

### （2）介護予防一般高齢者施策評価事業

（例）

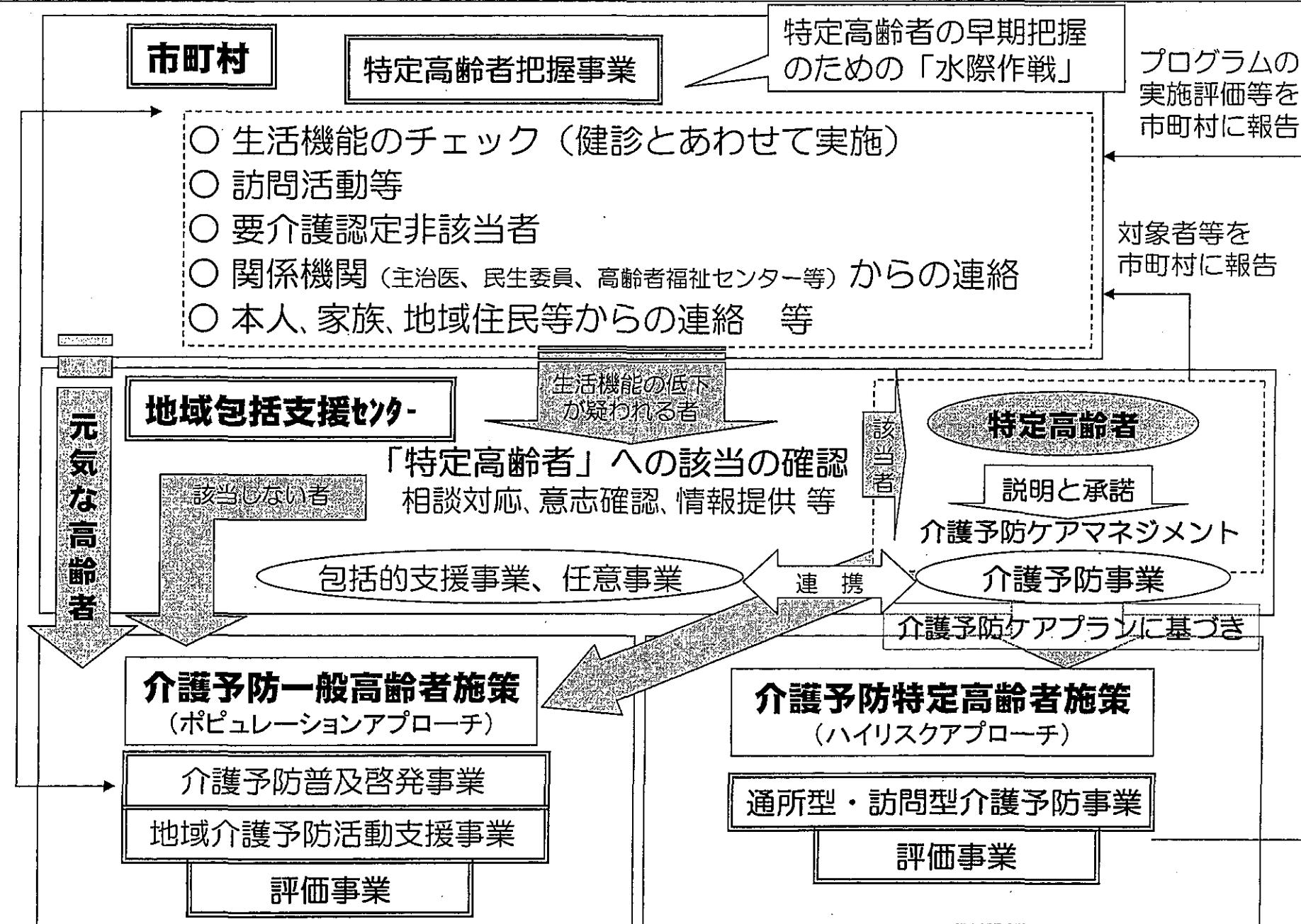
- ・ 地域住民の介護予防に関する知識の認識度（アウトカム評価）
- ・ ボランティア活動への高齢者の参加数（アウトカム評価）
- ・ ボランティア育成講座、介護予防に関する普及啓発（アウトプット評価）等

※ 特に、事業を民間事業者等に委託して実施する場合は、事業の質の確保・向上の観点から、市町村は委託先に対して定期的な報告を求めるものとする。

## 6 その他

- 民間事業者に事業を委託する場合の適切な事業実施の確保に関する考え方を明示し、市町村及び民間事業者における責任の所在を明確にする。
- 市町村は、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保する。

## 地域支援事業（介護予防事業部分）について ~生活機能の低下の早期把握~



# 地域支援事業（介護予防事業部分）について ~施策の内容~

